

(様式第 1-1 号 乙号)

★記載注意

3 事由の記載例は次のとおり。

譲渡（賃貸）事由例：後継者が会社勤めをしており労力不足により耕作困難なため、自宅から遠距離で耕作困難なため、後継者へ生前一括贈与するため 等

譲受（賃借）事由例：経営規模を拡大し水稻を耕作するため、既存経営地の隣接地であり耕作に便利
なため、贈与を受け経営するため 等

次の場合は、その旨及び事業内容等を記載する。（記載欄が不足する場合は、別紙で添付。）

(1) 民法第 269 条の 2 第 1 項の地上権又はこれと性格を同一にするその他の権利（以下「区分地上権等」という。）を取得する場合当該事業又は施設に関する計画の概要。

(2) 農業協同組合が農業経営の受託に伴い農地等の権利を取得する場合その農地等に係る受託農業経営事業の内容。

(3) 農地法施行令第 2 条第 1 項各号に掲げる事由に該当して農地等の権利を取得する場合当該事業又は施設を必要とする理由及び当該事業又は施設に関する計画の概要。

4 「権利を設定又は移転の時期」は、実際の予定日のほか「許可後」、「許可後○日後」など。

水田裏作を目的とするための権利の設定の場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付けに係る事業の概要を別紙にて記載する。

5 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供しているものを記載する。

なお⑤は、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の括弧書きに該当する土地。

「非耕作地」③、⑥、⑩は、不耕作地等その所有者及びその世帯員等により現に耕作又は養畜の事業に供されていないものを記載する。

「譲渡人等」については農業委員会が必要と認めた場合に記載する。

「非耕作地」③、⑥に記載したものについて、その状況・理由として、自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載する。

例)「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が体調不良のため休耕している」、「～のため〇年間休耕中である」等

「所有・借入の別」は所有地又は借入地に○印を記入する。

7 世帯員等とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の 2 親等内の親族をいう。

「農作業経験」は農作業歴〇年、農業技術修学歴〇年等を記載する。

「備考」は、農作業に常時従事する期間（その期間必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあること）を、「〇月～〇月」と記載する。

「農作業従事日数」は、新規就農者の場合、農地の権利取得後に見込む日数を記載する。

8 現に使用しているものについて記載する。

大農機具とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等を指す。

家畜とは、牛、豚、鶏等を指す。

リースによるものは（ ）書きとする。

導入予定のものについては自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る）等資金繰りについて記載する。

9 信託の引受該当が有の場合は、様式 1-13 号整理簿に記載して整理する。

10 転貸による権利の取得が有の場合は、別紙 1 の 2 を記載して添付する。

11 既に地域で行われている集落営農や担い手への農地集積等の取組、水利調整、農薬の使用方法、集落 が一体的に生産に取り組んでいる特定の品目に係る共同防除等の営農活動への影響や、賃貸借の場合、地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃でないか等の事情の有無を確認する。

12 区分地上権等が設定される場合、当該事業又は施設の設置によって生ずる当該土地及び付近の農地、採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整状況を記載する。

(「5」から「11」までの記載は必要としない。)

※各項目共通・記載欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載して別紙で添付する。